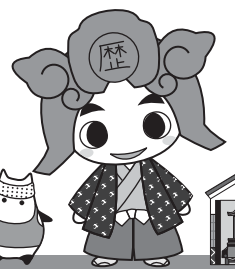




歴史まちづくり

ニュース

第3号



発行：名古屋市住宅都市局歴史まちづくり推進室 Tel.052-972-2782

発行日：平成26年9月

有松町並み保存地区の見直しに向けて、地域の皆様への個別説明を進めています。

名古屋市では、有松の歴史を活かしたまちづくりに取り組んでいくため、有松町並み保存地区の見直しに向けた具体的な見直し素案について、平成26年5月に「有松歴史まちづくりニュース（特別号）」でお示しました。

その後、対象区域内の町内会長さんと歴まち室職員が町内会加入世帯を各戸訪問して見直し素案の内容をご説明するなど、地域の皆様への個別説明を進めています。



※いま一度、前回配布いたしました「有松歴史まちづくりニュース（特別号）」の内容をご確認いただき、ご家族ともよく話し合ってくださいよう、お願いいたします。

有松3町内会と歴まち室との意見交換会が開催されました。

7月9日（水）に有松コミセンにて、有松学区の3つの町内会（西町・中町・東町第一）の役員の方と歴まち室との意見交換会が開催されました。町内会として伝建地区制度及び地区計画制度を活用したまちづくりに取り組むことを確認し、地域住民の合意形成を図るため、町内会長等の役員が中心となって町内会加入世帯への個別説明を進めていくこととしました。また、町並み保存地区の見直しの実現に向け、地域住民の署名収集にも取り組んでいく方針を確認しました。



8月17日（日）に有松コミセンにて、同じく有松学区の3つの町内会（西町・中町・東町第一）の役員の方と歴まち室との意見交換会が開催され、各町内会単位で署名収集に取り組んでいくことを確認しました。

署名収集の具体的な進め方については、裏面をご覧ください。



有松町並み保存地区の見直しに向けた署名収集について（有松学区）

- 目 的 有松の歴史的町並みを継承し、良好な住環境の保全を図りつつ地域の活性化に取り組むため、有松町並み保存地区の見直し（伝建地区制度の導入及び地区計画の区域拡大）の実現に向けて、町内会が主体となって地域住民の意向を取りまとめ、名古屋市に提出するもの。
-
- 内 容 「有松歴史まちづくりニュース（特別号）」の素案に基づき、伝統的建造物群保存地区制度及び地区計画制度を活用したまちづくりを推進すること。
-
- 対 象 有松町並み保存地区の見直し対象区域内の町内会加入世帯とします。
（西町・中町・東町第一町内会のほぼ全域）
※世帯の代表の方の署名をいただきます。
-
- 目 標 対象世帯の8割以上の賛同を目標とします。
-
- 時 期 9月から署名収集を開始し、10月末日までの取りまとめを目指します。

今後のスケジュールについて（イメージ）

平成26年9月～10月頃

伝建地区・地区計画制度の活用を求める地元要望書の取りまとめ
※町内会が主体となって各町内会単位で署名を収集します

市による伝建地区・地区計画の原案の作成、説明会の開催

平成27年1月～2月頃

伝建地区・地区計画の関係権利者（土地・建物の所有者）の意向確認
※歴まち室が郵送によるアンケートを実施します

平成27年4月以降

市による伝建地区・地区計画の決定手続き

国による選定（重伝建）



※手続きが順調に進んだ場合、
平成28年度から新制度に移行することを想定しています。

有松の歴史をいかしたまちづくりへのご意見やご質問は、歴史まちづくり推進室にお寄せください

名古屋市 住宅都市局 歴史まちづくり推進室 担当：坂崎、栗並、水谷

TEL：052-972-2782 FAX：052-972-4485 E-mail：a2782@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp